



子育て短期支援（ショートステイ）事業の利用案内



お子さんを養育している保護者が疾病等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育を行います。

1. 対象者 市内に住所を有する家庭の18歳未満の児童

2. 利用要件 下記のとおり

- ・疾病、育児疲れ、慢性疾患児の看護疲れ、育児不安等の身体的又は精神的事由
- ・出産、看護、事故、災害、失踪等の家庭養育上の事由
- ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等の社会的事由
- ・経済的問題等により緊急一時的に児童に対する保護を必要とする事由

※利用の際は要件を確認できる書類が必要です（就労証明書、診断書、入院証明書など）。

3. 利用期間 7日（6泊7日）以内

4. 利用施設 市内の児童養護施設等

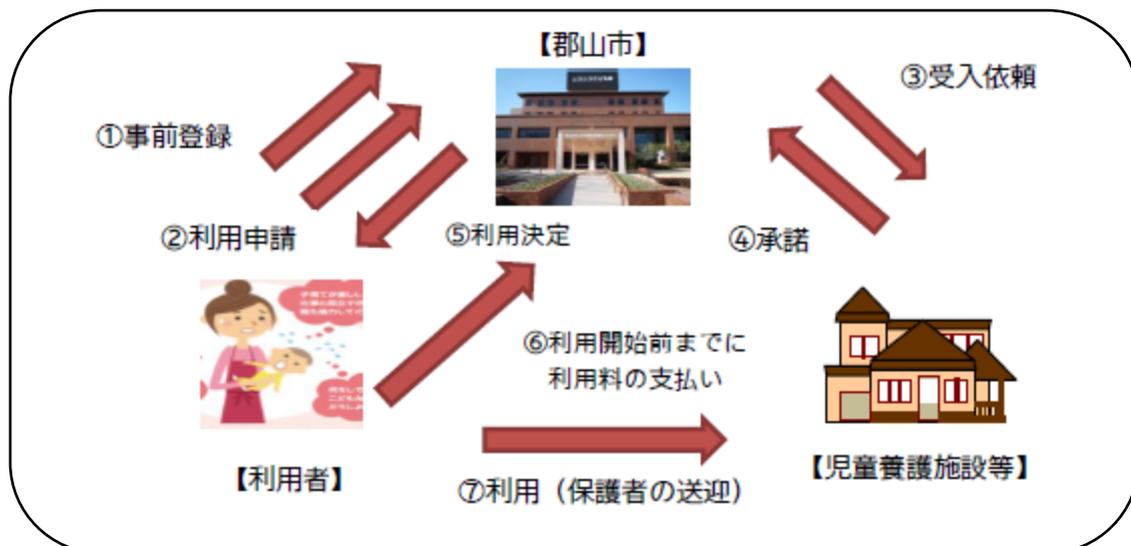
5. 1日当たりの利用料金

利用世帯区分		児童年齢区分	利用者徴収額
生活保護世帯		2歳未満	0円
		2歳以上	0円
住民税非課税世帯	ひとり親家庭の世帯	2歳未満	0円
		2歳以上	0円
	ひとり親家庭以外の世帯	2歳未満	1,100円
		2歳以上	1,000円
その他の世帯		2歳未満	5,350円
		2歳以上	2,750円

※6泊7日の場合は、7日分の利用者徴収額となります。

6. 利用の流れ

次図のとおりです。まずは、こども家庭支援課こども家庭相談支援係（024-924-3341）までお問い合わせください。



7. 送 迎 利用施設までの送迎は保護者が行います。

8. 利用日の持ち物

- ・母子手帳及び健康保険証、こども医療費受給資格者証
- ・着替え(泊数により数量は異なります)、寝間着(1着)、タオル(2～3枚)
- ・洗面用具(歯ブラシ・コップ)
- ・おむつ、ミルク、哺乳瓶(利用児童のみ)
- ・利用当日の健康チェック表
 - ※ 服薬中の薬がある場合は、送迎の際に施設側に十分説明してください。
 - ※ 全ての持ち物に名前を記入してください。

9. その他

- ・施設に空きがない場合やお子さんやご家族が感染症の疾病を有している場合、お子さんに心身の障がい・心身の発達への不安などがあり集団生活に適應できない場合は、受け入れをお断りすることがあります。
- ・利用を決定する際、直近の課税状況等の確認を行います。転入等により本市で確認できない場合は、課税証明書等の提出を求めます。
- ・アレルギー等食事に制限がある場合は、事前に申し出てください。
- ・利用中、お子さんの健康状態によっては、早めのお迎えをお願いする場合があります。また、施設で集団感染等があった場合にも早めのお迎えをお願いする場合があります。
- ・利用期間中は、緊急時の場合に備え、必ず連絡が取れるようにしてください。

お問い合わせ

郡山市こども家庭支援課こども家庭相談支援係

〒963-8025 郡山市桑野一丁目 2-3 ニコニコこども館 2 階

TEL 024-924-3341 FAX 024-933-6665